

第5次中期事業（平成30年度～令和2年度）の評価

滋賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済発展に寄与して参りました。

平成30年度から令和2年度までの3カ年間の中期事業計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価にあたりましては、オアシス法律事務所片山聡弁護士、梅山公認会計士事務所田中正志公認会計士および滋賀大学経済学部柴田淳郎准教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 地域の動向および信用保証協会の実績

(1) 地域経済および中小企業の動向

平成30年度から令和元年度第3四半期までは回復基調で推移しましたが、令和元年度第4四半期以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されたことで個人消費が急速に減少、生産活動は低下しました。令和2年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、個人消費は一部に弱さが見られるなか、生産活動は緩やかに回復しつつあります。

(2) 中小企業向け融資および保証の動向

保証協会付き融資については、金利競争の激化による保証料の割高感から、プロパーに借換えを行う動きから減少傾向にありましたが、平成29年度を底に保証承諾額は微増傾向となりました。令和2年度には、国による新型コロナウイルス感染症対応資金の創設により、実需資金を中心に保証利用が進んだことで、保証承諾、保証債務残高ともに大幅に増加しました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

当協会が毎年度8月と2月に実施しているアンケートの中で、資金繰りについて半年前と比較する問いに対して平成31年2月以降「悪化した」という回答が、「良化した」との回答を上回る状況が続いており、特に新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなった令和2年8月の調査で大幅に悪化しました。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

県内の設備投資は平成30年度、令和元年度と前年を上回る状況が続きましたが、令和2年度は前年実績を下回る見込みです。

(5) 県内の雇用情勢

県内の雇用情勢は着実に改善してきましたが、令和元年は新型コロナウイルス感染症の影響により停滞感が見られるようになりました。令和2年度の平均有効求人倍率は0.86倍と前年を0.45ポイント下回りました。

2. 中期業務運営方針についての評価

(1) 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

令和2年度は、コロナ禍における経済情勢を鑑み、速やかに相談窓口を設置し丁寧な対応に努めるとともに、「セーフティネット保証」、「危機関連保証」等を活用して積極的に中小企業者の資金繰りの安定に全力で取り組みました。加えて、当協会職員（OB含む）全員が休日出勤や時間外勤務を重ねて、対応することで、危機時における保証協会の役割を果たすことが出来ました。

保証承諾額は平成30年度、令和元年度と微増傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス関連保証の影響を受けて3,635億円と大幅な増加となりました。

新たな保証制度として、平成31年2月に「特別大口無担保保証（ロングラン70）」、平成31年4月に持続可能性社会実現応援保証（SDGs保証）、さらに令和2年3月に「短期継続融資保証制度（金融機関モニタリング枠）」を創設し鋭意推進しました。

金融機関とは、「プロパー協調融資保証制度（アシストライン）」と「事業性評価保証制度（リレーション）」を活用し、連携して資金繰り支援を行いました。

商工会・商工会議所との連携については、相互の勉強会や意見交換会を開催するなどして連携を深め、「商工会・商工会議所連携保証料割引制度」の推進を行いました。

小規模返済緩和先に対して「保証相談依頼書」を発送し、相談希望先に対しては優先的に訪問を実施して、資金繰り相談や実態把握にも努めました。また、平成31年4月に創業支援室を創設し、起業・創業支援に専門的に取り組み、創業から5年未満の中小企業者に対して、優先的にフォローアップするとともに、希望する中小企業者に対しては外部専門家（中小企業診断士）派遣による経営診断等を実施し、経営改善の一助としてもらいました。

顧客サービスの充実においては、「利用者目線での協会業務の改善」として、書類の簡素化に取り組むとともに保証審査のスピード化にも取り組み、審査所要日数の短縮に努めました。

(2) 経営支援の強化

平成30年度から経営支援業務が信用保証協会法に追加されたことから、保証協会自らが支援企業を選定し企業訪問による実態把握に努めました。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する資金繰り支援を行うとともに、新型コロナウイルス関連の保証制度を利用した中小企業者を訪問し業況把握を進めました。企業訪問による実態把握については、3カ年累計で延べ1,563先となりました。

また、3カ年を通して外部専門家活用による経営診断や経営改善計画策定支援を活用し経営サポート会議の開催により経営改善に向けた支援を行いました。外部専門家による経営診断については、企業の経営課題に応じて経営改善・事業承継・生産性向上・チャレンジ・フォローアップの5コースに分類し、きめの細やかな支援を行いました。加えて、当協会主導で経営支援が必要な企業に対しては、平成30年度から発足した部門を超えたプロジェクトチームを編成し、個社支援により継続的な支援を行いました。

外部専門家による経営診断は3カ年累計で156先、経営改善計画策定は3カ年累計で16先、また保証協会が事務局となり中核的な役割で開催する経営サポート会議については、3カ年累計で142回開催し、経営改善の提案や一歩踏み込んだ金融支援を行いました。

関係機関との連携については、滋賀県再生支援協議会、滋賀県よろず支援拠点及び滋賀県中小企業診断士協会と中小企業者の経営課題の把握や経営改善について意見交換会や勉強会を開催しました。また、経営者の高齢化や後継者不足が問題となっていることから、当協会の信用保証を利用している中小企業者に対し「事業承継アンケート」を実施し、相談希望がある中小企業者に対して円滑な事業承継や事業引継ぎを推進するために、事業承継・引継ぎ支援センターと連携し中小企業者からの相談に対応しました。

滋賀県再生支援協議会の個別案件会議は、3カ年累計で155回出席し、滋賀県再生支援協議会や金融機関等と連携して中小企業者の経営支援・再生支援に努めました。

また、金融機関本部が関与するバンクミーティングは、3カ年累計で273回出席しました。

(3) 期中支援の充実・強化

適切で効果的な期中支援策を講じるため、事故受付前の初期延滞の段階の中小企業者や調整管轄企業について、「担当者別延滞リスト表」を活用し効率的に一元管理を行い、必要に応じて金融機関へのヒアリングや実態把握のための訪問等を実施し、支援方針を決定しました。

事業継続が可能な中小企業者に対しては、実態把握のうえ事業継続の可能性を見極めるとともに、実情に応じた金融支援を実施しました。

特に、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者に対して、金融機関と連携し個々の経営実態を把握し、新型コロナウイルス感染症対応資金を用いた借換および新規保証による一歩踏み込んだ金融支援を実施しました。

また、元金の返済が進まず、金融調整が困難な中小企業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで顧客の負担軽減等を図りました。

(4) 求償権管理の適正化と回収の推進

求償権の担当者別一元管理表を活用して日常案件の管理を行い、回収方針を明確化するとともに大口回収の促進については、毎月の会議で進捗状況と回収方針の再確認を行うなど、回収の最大化を実現するために適時、進捗管理の徹底に努めました。

実態把握並びに回収機会を拡げるために、令和2年度上期は新型コロナウイルス感染症の影響で自粛しましたが、下期は訪問督促や来協依頼による面談、電話督促等を実施しました。

また、代位弁済が不可避となった先については、早い段階で適正な回収策を講じるべく、期中管理部門と連携して代位弁済後の返済交渉に努めました。

事業再生・生活再建に注力した取り組みとして、求償権消滅保証については3カ年累計で2先に実行、一部弁済による連帯保証債務免除については、3カ年累計で55先に実施しました。

なお、保証協会債権回収(株)(サービサー)の活用については、回収委託を実施するとともに、必要に応じて、委託案件のヒアリングを実施し管理状況の把握と回収方針に基づく回収促進を図りました。

(5) 地域経済の中で存在感の発揮

滋賀県や地域金融機関などが積極的にSDGs達成に向けた取り組みをしていることを受けて当協会もSDGs宣言し、新しい保証制度を創設しました。

また、経済・社会・環境に関する統括的な会議体を設置し、経営計画から優先的に取り組む方策をアクションプランとして推進しました。

これらの活動が環境省の主催するESGファイナンスアワードを受賞という形で評価されました。

経営基盤の強化として、収支シミュレーションを実施し、将来に亘り安定した運用収入が得られるようにポートフォリオをラダー型としました。また、安全性・収益性を重視し、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、国内事業債、SDGs債にて運用を行いました。

信用保証検定の取得、中小企業診断士試験対策講座・養成課程への参加等、専門的知識を有する職員の育成に取り組みました。

コンプライアンス態勢の維持・強化として、情報モラルやパワーハラスメント等、時宜に応じたテーマをもとに全体研修を実施し、意識の向上に努めました。

反社会的勢力の排除を徹底すべく、要領の整備やマニュアルの作成、ロールプレイング形式による全体研修を実施しました。

近畿税理士会との間で2つの保証制度の創設を行うとともに、創業者が抱える経営上の問題を解決すべく創業者に対する税理士派遣事業を開始しました。

県開業資金の要件緩和や市創業資金において一部保証料ゼロを実現することで創業者の柔軟な資金調達に対応できるようしました。

複数日かけて創業に必要な知識を習得する「飲食店創業サポート塾」「びわ湖あきんど塾」を開催し、座学だけでなく創業を志す方々を結びつける機会を作ることができました。

中小企業者にとどまらず金融機関・関係機関に新しい保証制度や経営支援メニューについて、適時性の高い情報発信をするため、当協会公式LINEを開設しました。

様々な局面における支援体制を構築すべく、信用保証の提供のみならず、地域における保証協会の存在感を発揮することが出来ました。

3. 外部評価委員会の意見等

(1) 中小企業者の実態に応じてプロパー融資と信用保証付き融資を適切に組み合わせることが求められる中、プロパー協調融資保証制度（アシストライン）や新たに創設した事業性評価保証制度（リレーション）といった保証制度を推進することで適切なりスク分担が図れたと思われます。

一方で、令和元年度末から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による信用収縮への対応として、危機関連保証や経営安定関連保証4号が相次いで指定されました。

コロナの影響を受けた中小企業者から寄せられた数多くの資金需要に応えるため、適時性の高い信用保証の供与に努めたことで保証協会の存在感を発揮したと考えます。

(2) 信用保証協会法に「経営支援業務」が明記されたことを受け、経営支援強化会議を設置し、個社支援チームを立ち上げたことや創業支援にかかる専担部署の創設したことなど、年々体制整備を拡充するとともに効果的な経営支援を実施されています。

また、近年経営者の高齢化や後継者不足が問題となっていることを踏まえ、事業承継に関するアンケート調査に基づく実態把握を行い、事業承継総合支援センター（現：滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター）へ橋渡しするなど経営支援の幅も広がりました。

今後は、コロナの影響で業況が悪化する企業が数多く出てくることが予想されます。金融機関・中小企業支援機関と情報共有や連携・協力を積極的に行いながら、業種や業況などポイントを絞った個社の実状に応じた経営支援に取り組まれることを期待します。

(3) 平成30年から経営者保証を付さない融資の3類型の取扱いが開始されたことを受け、考え方を整理した「経営者保証を不要とする取扱いマニュアル」を作成するとともに、金融機関訪問時や勉強会を通じて啓発に努めてきました。

また、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対応資金」の経営者保証非徴求となる取扱いが急増し、経営者保証ガイドラインの意義を改めて浸透させる機会になりました。

一方、求償権先の連帯保証人において、高齢者あるいは生活困窮者、病気にて就業が困難な状態でも誠意をもって返済を履行している場合、取り扱っている保証債務の一部免除は、コロナ禍における生活再建の観点から意義のある試みだと考えます。

しかしながら、令和2年から取扱いが開始となった「事業承継特別保証」について、コロナの影響で十分周知が図れず低調でした。保証協会は連帯保証に関し、多面的な取り組みを行ってきたので、ぜひ代表者変更時に経営者保証を付さないことで円滑な事業承継を促進させる役割も担っていただきたいと思います。

(4) SNSの取扱いへの言及など時流を捉えたコンプライアスマニュアルに改訂されたことや新たにコンプライアンス外部相談窓口を設置するなど、コンプライアンス態勢について着実に整備が行われています。

また、年2回実施されているコンプライアンスチェックシートについて本質を捉えるため、年々改良がなされているとともに、職場内のコンプライアンスを改善するために個別の課題に対して適切に対応した結果、是正されている様子もうかがえます。

ただし、企業コンプライアンスにゴールはなく、また日ごとに新しいテーマも生まれてくるため、引き続き職員への意識調査の実施、階層別内部研修、外部講師による研修を継続して実施されることで意識の醸成をはかるよう努めて下さい。

(5) 全国に先駆け令和元年10月にSDGs宣言され、翌年にはSDGs達成と普及に向けた統括的な会議体として、SDGsマネジメントシステム会議を設置されました。

これらがお題目だけにとどまらず、年度経営計画から社会的課題の解決に向けた優先的な方策をアクションプランと定め、各部門において1年間のトライアルを推進してきたことや小規模事業者に向けたSDGs達成へのトライアルをESG投資に模した形で創設した「SDGs保証」が環境省の主催するESGファイナンスアワードを受賞する結果につながったと思われます。

引き続き、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業者へのSDGsの普及と企業価値の向上に努めるとともに、社会的課題の解決につながる取り組みを図って下さい。